

第二陽だまりの里短期入所生活介護事業所 重要事項説明書

1. 第二陽だまりの里短期入所生活介護事業所 の概要

(1) 運営の方針

当事業所は、事業所のサービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことにより、ご利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようになることを目指します。

(2) 提供できるサービスの種類

施設名称	第二陽だまりの里短期入所生活介護事業所
所在地	津島市寺野町字好土44番地
介護保険法指定番号	介護老人福祉施設 (愛知県指定第 2372700852号)
通常の事業実施地域	通常の事業実施地域は、津島市、愛西市、稲沢市、あま市、大治町、蟹江町の区域とする。

(3) 同施設の設備の概要

定員	80名
居室	80室 (1室 14.36 m ²)
浴室	個浴槽、特殊浴槽があります。
食堂・キッチン	1室 (1室 62.95m ²)
リビング	1室 (1室 39.30m ²)
医務室	1室 (1室 16.50 m ²)
歯科検診室	1室 (1室 16.50 m ²)

(4) 当施設の職員体制

職種	計
管理者	1
医師	1
生活相談員	1名以上
栄養士	1名以上
調理員	外部委託

① 時間帯による職員数

時間帯	介護職員等の数
朝食帯	1ユニット1名以上
日勤帯	1ユニット1名以上
夕食帯	1ユニット1名以上
夜勤帯	2ユニット1名以上

機能訓練指導員	1名以上	② 配置医師等による診察日	曜日・時間	医 師
介護支援専門員	1名以上			
事務職員	1名以上			
看護職員	3名以上 (常勤換算)			
介護職員	27名以上 (常勤換算)			
		木曜日 14:00～15:00	内科 藤野 均	

なを、職員配置体制に関しては、介護保険法による指定介護老人福祉施設に置くべき従業員の人数に基づき配置しますが、基準内の中で変更の場合があります。

2. サービスの内容

項 目	サービス内容
事業所サービス計画の立案	<ul style="list-style-type: none"> 包括的自立支援プログラムをアセスメントツールとして使用し、国の定めるサービス計画書を使用します。
食 事	<ul style="list-style-type: none"> 管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況や嗜好、季節感等を配慮したバラエティに富んだ食事を提供いたします。 食事時間（下記時間範囲を基本とします、自分に合った時間で食事をして下さい） <ul style="list-style-type: none"> 朝食 午前7:30～午前8:30 昼食 午後0:00～午後1:00 夕食 午後5:30～午後6:30 食事は、原則としてユニット内食堂をご利用いただきます。
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通じて、週2回の入浴または清拭を行います。 身体の状況に応じた入浴機器を用いての入浴が可能です。
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 清潔な寝具を提供します。 シーツ交換は、週1回行います。ただし、必要な場合はその都度交換いたします。 枕カバー、包布交換は、週1回行います。ただし、必要な場合はその都度交換いたします。 ふとん乾燥消毒は、適宜実施します。
送迎	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の心身の状態、ご家族様の事情等から見て送迎を行うことが必要な場合、送迎を行います。

健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護の初日に簡単な健康チェックを行います。 ・血圧、検温などの健康チェック（1週間に2回） ただし、必要があればその都度実施します。 ・通院や入院、緊急受診等をされた場合、主治医より治療上の判断を求められることがありますので、利用者およびご家族には責任を持って対処していただきます。その際、可能な範囲でご相談に応じさせていただきます。
機能訓練・生活リハビリ	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 ・各種生活リハビリを取り入れ、精神的機能の低下を防止するよう努めます。
生活相談	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者およびご家族からの相談について、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 （相談窓口） 生活支援室
生きがい活動	<ul style="list-style-type: none"> ・施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーションを企画します。 ① 個別活動 ② 小グループ活動 ③ フロアー活動 ④ クラブ活動 ⑤ 施設行事
金銭等の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの手による金銭などの管理が困難な場合は、お預かり管理いたします。

3. 費用

原則として料金表の利用料金の1割が利用者の負担額となります。

①介護報酬にかかる基本サービス料金（介護保険負担割合証に記載された負担割合）

区 分	単 位	内 容 の 説 明	
1) 基本単位	□要支援1	547	上記単位には、看護体制加算Ⅰ（4）、サービス提供体制強化加算Ⅱ（18）、夜勤職員配置加算Ⅱ（18）を含んでいます。 ※要支援1・要支援2の方は、サービス提供体制強化加算Ⅱ（18）のみとなります。
	□要支援2	674	
	□要介護1	744	
	□要介護2	812	
	□要介護3	887	
	□要介護4	958	
	□要介護5	1027	
2) 加算	送迎加算片道	184	通常の事業実施地域内 但し、実施地域を超えた地点から、片道1キロメートルあたり100円を徴収させていただきます。 医師の食事箋のもと必要に応じて
	療養食加算	23	

*利用者負担金＝単位数（加算含む）×1.14（介護職員処遇改善加算Ⅰ）×10.33（地域加算）を計算した合計額の10%

②食費

朝食 397円、昼食 576円、夕食 472円

③居住費

1日あたり 2,406円

※基本サービス料金、食費、居住費については、所得に応じ減免措置や保険者独自の減免制度があります。

④日用品費 1日当たり 100円

⑤おやつ費 1日当たり 100円

⑥ユニット娯楽費 1日当たり 100円

⑦管理費 1日当たり 100円

4. 事業所サービスが提供できない場合がございます

- (1) 入院して医療・治療が必要と判断された場合
- (2) 事業所として適切な指定短期入所生活介護サービスを提供することが困難な場合

5. 退所の手続

- (1) 利用者のご都合で退所される場合

いつでも申し出により退所できます。ただし、退所先及び身元引受人の確認をさせていただきます。

- (2) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
(例えば、老人保健施設、療養型病床施設)
- ② 介護保険給付で、サービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、「非該当」又は「要支援」と認定された場合
※この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくことになります。
- ③ 利用者がお亡くなりになった場合
- ④ やむを得ない事情により施設を閉鎖する場合

- (3) 金品の引渡しについて

(1)(2)等の事由で退所される場合は、所持・預かり金品のすべてを原則として利用者あるいは契約上の代理人にご返却いたします。

6. 事業所利用に当たっての留意事項

事項	内容
面会	・面会時間 午前9:00～午後7:00(原則) それ以外についてはご相談ください。
外出、外泊	・必ず行き先と帰宅時間、食事の有無など必要なことを所定の用紙で職員にお届けください。
施設外での受診	・診察結果、処方薬など職員にお知らせください。
宗教・政治活動	・施設内で、他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
食べ物の持ち込み	・健康上の理由により、職員にお尋ねください。

7. サービス提供の記録の保存

施設サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをご契約終了後5年間保管いたします。

8. 秘密保持の厳守

- (1) 事業所およびすべての職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、雇用契約終了後も同様といたします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、利用者の個人情報を提供いたしません。

9. 緊急時の対応方法

利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

【第1緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	
携帯等	

【第2緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	
携帯等	

10. 非常災害対策

- (1) 防災時の対応 消防計画により対応します。
- (2) 防災設備 必要な設備を備えております。
- (3) 防災訓練 年2回消防防災訓練を実施します。
- (4) 防火管理者 吉見 道成

1 1. 当法人・施設の概要

名称・法人種別 社会福祉法人高久会
代表者役職・氏名 理事長 真野剛士
事業所名称 第二陽だまりの里短期入所生活介護
所在地 〒496-0003
愛知県津島市寺野町字好土44番地
電 話：0567-69-7999
FAX：0567-22-2007

併設施設等（種別）

介護老人福祉施設 第二陽だまりの里（介護老人福祉施設）
ヒルズ ひだまり（通所介護事業所・介護予防通所介護事業所）
居宅介護支援センター 陽だまりの里（居宅介護支援事業所）
第二陽だまりの里短期入所生活介護事業所（短期入所生活介護事業）

1 2. 事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話：0567-69-7999（午前9：00～午後5：30）

担 当：清水 道德

*ご不明な点は、何でもご遠慮なくご相談ください。

1 3. 施設への要望・苦情等についての相談窓口

★第二陽だまりの里 〒496-0003 津島市寺野町字好土44番地

電 話：0567-69-7999（専用・直通）

担 当：清水 道德

★第三者委員 吉田 太加司 電話0567-95-4625

石原 千香子 電話0567-28-4605

★愛知県国民健康保険団体連合 〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目6番地5号（国保会館）

電話 052-971-4165

★津島市役所 高齢介護課 〒496-8686 津島市立込町二丁目21番地

電話 0567-24-1117

★あま市役所 高齢福祉課 〒497-8602 あま市七宝町沖之島深坪1番地

電話 052-441-3141

★稲沢市役所 市民福祉部 高齢介護課 〒492-8269 愛知県稲沢市稲府町1番地

電話 0587-32-1292

1 4. 協力医療機関

施設は利用者に入院治療が必要になったときの備えとして、近隣の病院・医院に承諾を得て、協力医療機関を定めています。

また、協力歯科医療機関についても定めています。

協力医療機関名	診療科目	依頼施設
津島市民病院	内科等	介護老人福祉施設 第二陽だまりの里
フジノ内科	内科	介護老人福祉施設 第二陽だまりの里
藤井歯科医院	歯科	介護老人福祉施設 第二陽だまりの里

短期入所生活介護事業所入所に当たり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

1 5. 提供するサービスの第三者評価の実施状況 実施無し

令和 年 月 日

<事業者>

所在地 〒496-0003 愛知県津島市寺野町字好土44番地
名称 社会福祉法人高久会
介護老人福祉施設 第二陽だまりの里

説明者 氏名 清水 道德

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

<利用者>

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

<保証人>

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞